

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和3年10月6日（令和3年（独個）諮問第76号）

答申日：令和4年9月20日（令和4年度（独個）答申第5016号）

事件名：本人に係る特定の特徴を「特定表現」とする事由及び根拠を記す文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報5（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、請求保有個人情報1及び請求保有個人情報2につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とし、請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報5につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年7月12日付け3高障求発第214号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

(1) 審査請求書

ア 本件開示請求文書、本件補正依頼書及び本件決定通知書は別表1のとおりでありまた本件補正依頼書及び本件決定通知書に対する論駁も別表1のとおりである。別表1のとおり（中略）強弁している内容は全て嘘である。

イ 障害者台帳（資料3）の一部が不開示であること（本件決定通知書-2）に対して以下のとおり論駁する。まず不開示とされている部分はcase会議の一部であるが当該部分以外は開示されているので一部のみを不開示とするのは失当である。また一部を開示しないことは開示する目的（本件決定通知書-3）を損ねることにもなるのでやはり失当である。さらに当該台帳（資料3）は本件補正依頼書及び本件決定通知書に書かれているとおり事由及び根拠とされているが別表1

①及び②－（ア）のとおり当該台帳（資料3）に書かれている内容の内、どの箇所が事由及び根拠になるのかについて明示されておらず仮に不開示とされている部分が事由及び根拠になるとしても不開示のままでは審査請求人はそれを視認することができないのでやはり失当である。もっとも当該台帳（資料3）に何が書かれているとしても本件補正依頼書－1－（2）において「虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠は不存在」と書かれているので当該台帳（資料3）及び特定番号文書（資料2）は虚偽公文書であり（中略）。

ウ 本件決定通知書－4において開示実施方法について言及されているが審査請求人が要求していることは特定施設（中略）における閲覧及び交付である（本件開示請求書－2及び資料14）、しかし（中略）これを一方的に無視しているので開示義務違反である（法14条）。

（中略）相変わらず「誹謗中傷された、名誉毀損された」と嘘を吐いているがその実態は虚偽公文書に対する糾弾であり要するに虚偽公文書を糾弾されたくないの応接及び情報提供から逃げているだけである。情報提供に応じないことは法46条1項に違反している（中略）。

エ 応接及び情報提供に応じることは機構がweb siteにおいて公表している個人情報保護法開示請求等の事務処理要領（資料13）にも書かれているので（中略）それ等に応じず逃げていることは当該要領にも違反している。（中略）

オ 本件延長通知書もでたらめであり当該書は法的に無効であるので延長も無効である。法19条2項により延長できる期限は30日以内であるが（中略）それを超過する期限を設定している。すなわち当該書は6月15日に作成されているので延長できる法定期限は7月15日であるが（中略）7月19日と書いているので前述したとおり当該書は法的に無効でありそれ故に延長も無効である。（中略）そもそも事務処理にしても本来であれば法19条1項に定められているとおり30日以内に済ませなければならないにも関わらず（中略）それもできていない。（中略）

カ 以上のとおり原処分は違法かつ失当であるので取り消されなければならない。

（以下略）

（2）意見書1

本件理由説明書（下記第3の1）を以下のとおり論駁する。

ア 「原処分維持が適当である」と書かれているが後述するとおりそれは違法かつ失当であるので取り消されなければならない。

イ 「第13条1項」と書かれているが他に「12条1項」もある。

ウないしカ （略）

- キ 「職業評価結果等」は障害者台帳（資料3，前述ウ）の一部である。
- ク 「必ず3食食べなくても」と書かれているが資料2（特定番号文書）
ー2において実際に書かれているのは「必ず3食食べなくても」である。
（中略）
- ケ 「食に対するこだわりがない，食べることへの執着がないとの記載
が確認された」と書かれているがそれ等は資料18において確かに記
載されている。しかしなぜ「こだわりがない」のか，なぜ「執着がな
い」のかについて何も書かれていないので公文書等の管理に関する法
律4条及び34条における跡付け検証を満たしておらずそれ故に本件
開示請求文書は的確に特定されていない。
- コ また資料18であるがそれには他に「ご本人の生活・行動スタイル
にこだわりが見られる。また，感覚過敏により，本人独特の行動スタ
イルをとる（食事，服装，作業環境面）。」及び「摂食障害傾向があ
り」と書かれているので「食に対するこだわりがない，食べることへ
の執着がないとの記載」と明らかに矛盾しておりこの点からも本件開
示請求文書は的確に特定されていない。要するに「食に対するこだわ
りがない，食べることへの執着がないとの記載」は明らかに嘘である。
障害者台帳（資料3）に嘘が書かれていることについて前述ウ及びカ
を参照せよ。
- サ さらに精神医学に係る諸文献においても「行きすぎた食事制限など
はよくみられる」（資料4），「極端で狭い食事の嗜好が持続する」
（同），「食事に対するこだわりも強くなり，脂肪分を含むものはほ
とんど摂取しなくなり，食事量が減少したため，体重も徐々に減少し
た。」（資料23）及び「特定障害名に特徴的なこだわりが食行動に
及ぶこともあります」（資料24）と書かれているのでやはり「食に
対するこだわりがない，食べることへの執着がないとの記載」と明ら
かに矛盾しておりこの点からも本件開示請求文書は的確に特定されて
いない。要するに「食に対するこだわりがない，食べることへの執着
がないとの記載」は明らかに嘘である。障害者台帳（資料3）に嘘が
書かれていることについて前述ウ及びカを参照せよ。
- シ 小括すると（中略）「食べる事を拘り」としているが前述サのと
おり精神医学に係る諸文献において「食べない事を拘り」としているこ
とを読み取れるので結局（中略）当該文献を無視して正反対の嘘を吐
いている（書いている）のである。当該台帳に嘘が書かれていること
について前述ウ及びカを参照せよ。したがって嘘が書かれている当該
台帳は本件開示請求文書に当たらずそれが不存在であればそのように
情報提供しなければならないが（中略）それを行っていないので法4
6条1項に違反している。

ス 「障害者台帳（補註：資料 3， 18 及び 19。前述ウ及びカ）と特定し」と書かれているが前述ケないシのとおりそれは失当でありそれ故に本件開示請求文書は的確に特定されておらずそれが不存在であればそのように情報提供しなければならないことは前述シのとおりである。

セ 「特定職員（中略）が構造化（補註：資料 6 ないし 8）を行っていないと主張し」と書かれているがこれは審査請求人に限らず他の発達障害者に対しても及んでおり特定市がそれを立証している（資料 9 及び 25）。すなわち（中略）発達障害者に対して然るべき支援を全く行っていないのである。

ソ 「「自分で構造化ができるから支援は必要としない」旨の記述が確認された」と書かれているがそれは資料 19 において確かに記載されている。しかし当該記載は実際のやり取り（資料 5 及び 26）と一致していないので明らかに嘘（虚偽記載）である。また前述セのとおり（中略）他の発達障害者に対しても構造化を行っておらず特定市がそれを立証している（資料 9 及び 25）。さらに（中略）資料 20 において「虚偽公文書作成罪（刑法 156 条）及び行使罪（同法 158 条 1 項）に当たらない根拠は存在しない」と認めている。したがって記載されていること自体は確かであるが記載されている内容が嘘（虚偽記載）であるのでそれは事由及び根拠に当たらずそれ故に本件開示請求文書は的確に特定されていない。

タ また資料 19 において「「自分で構造化ができるから支援は必要としない」旨の記述」があるのは「2013/01/29」と書かれている項目であるが「職業リハビリテーション計画」（資料 19 の左側）が作成された日にちは「2013/01/15」であり更に「評価結果」（資料 18 の右側）が作成された日にちは「2013/01/07」である。したがって 1 月 29 日におけるやり取りが 1 月 7 日及び 15 日に影響することは時系列として絶対にあり得ないので「「自分で構造化ができるから支援は必要としない」旨の記述」は事由及び根拠に当たらずそれ故に本件開示請求文書は的確に特定されていない。要するに（中略）「2013/01/29」に審査請求人が「自分で構造化ができるから支援は必要としない」と言っていたと強弁しているが（中略）「2013/01/07」及び「2013/01/15」の時点において構造化を書いていないのである。そして審査請求人が本件開示請求において問い質しているのは「2013/01/07」及び「2013/01/15」の時点において（中略）構造化を書いていない事由及び根拠である。しかし（中略）それを的確に特定できていないのでそれ故に本件開示請求文書も的確に特定されていないと

判断するしかない。

チ 一方で（中略）障害者台帳（資料3，18及び19。前述ウ及びカ）に係る原議書（決裁文書）及び（中略）特定番号文書（資料2，前述エ）に係る原議書（決裁文書）について言及していないのでそれ等の記載内容を踏まえて本件開示請求文書に当たるのであればそれ等を開示しろ。原議書（決裁文書）であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。

ツ 「障害者台帳（補註：資料3，18及び19）と特定し」と書かれているが前述セないしチのとおりそれは失当でありそれ故に本件開示請求文書は的確に特定されておらず（中略）審査請求人に対して正しい情報を提供していないので法46条1項に違反している（前述シ）。

テ 「不存在とした」と書かれているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（中略）今回もそれを無視している（中略）。

ト 一方で（中略）障害者台帳（資料3，18及び19。前述ウ及びカ）に係る原議書（決裁文書）及び（中略）特定番号文書（資料2，前述エ）に係る原議書（決裁文書）について言及していないのでそれ等の記載内容を踏まえて本件開示請求文書に当たるのであればそれ等を開示しろ。原議書（決裁文書）であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。

ナ 「特定職員（中略）が審査請求人の言動等について、「あれを止めろ」と提案していると主張し」と書かれているがその立証は資料5，19及び26である。それ等のとおり（中略）審査請求人に対して「批判を止めろ」「s a n d a lを止めろ」と言っている（書いている）。なお法定されている障害者支援は社会的障壁の除去であるが（本件開示請求書－1－3）わざわざ指摘するまでもなく（中略）言っている（書いている）ことは全くそれに該当しておらず不適法であることは自明である。また（中略）資料27において「特定職員（中略）が作成した障害者台帳（補註：資料3，18及び19。前述ウ及びカ）が適正である事由及び根拠は存在しない」と認めている。さらに（中略）審査請求人に限らず他の障害者に対しても同様であり特定市がそれを立証している（資料9及び25）。

ニ 「不存在とした」と書かれているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（中略）

今回もそれを無視している（中略）。

ヌ 一方で（中略）障害者台帳（資料3，18及び19。前述ウ及びカ）に係る原議書（決裁文書）及び（中略）特定番号文書（資料2，前述エ）に係る原議書（決裁文書）について言及していないのでそれ等の記載内容を踏まえて本件開示請求文書に当たるのであればそれ等を開示しろ。原議書（決裁文書）であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。

ネ 「機構は該当の保有個人情報是不存在である旨を情報提供した」と書かれているがこれは明らかに嘘（虚偽記載）でありその根拠は資料28ないし30である。資料28において「虚偽有印公文書（補註：特定番号文書（資料2，前述エ））が虚偽では無い根拠は障害者支援経過（補註：障害者台帳（資料3，18及び19。前述ウ及びカ）の一部）であり」と書かれており資料29においても「特定文書（補註：特定番号文書（資料2，前述エ））が虚偽ではない根拠を障害者支援経過（補註：障害者台帳（資料3，18及び19。前述ウ及びカ）の一部）として，過去に審査請求人あて情報提供を行っており」と書かれており資料30においても「事実を踏まえた内容であると認識している。」「障害者支援経過を含む障害者台帳を確認しながら作成していることから虚偽ではないと判断している。」と書かれている。したがって「機構は該当の保有個人情報是不存在である旨を情報提供した」という記述は明らかに嘘（虚偽記載）である。

ノ 「障害者台帳等が虚偽公文書であると主張している。」と書かれているが（中略）資料20において「虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）に当たらない根拠は存在しない」と認めている（中略）。

ハ （略）

ヒ 「不存在とした」と書かれているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（中略）今回もそれを無視している（中略）。

フ 一方で（中略）「下記の文書A」（前述ハ）に係る原議書（決裁文書）について言及していないのでその記載内容を踏まえて本件開示請求文書に当たるのであればそれを開示しろ。原議書（決裁文書）であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。

ヘ 「原処分は妥当である。」と書かれているが前述したとおりそれは

違法かつ失当であるので取り消されなければならない。

(以下略)

(3) 意見書 2

本件補充理由説明書（下記第3の2）を下記のとおり論駁する。

ア (略)

イ 「法（補註：独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律）14条4号」と書かれているが正しくは「法14条2号ロ及びハ」である。

ウ まず不開示部分は「ケース会議を踏まえた協議の内容，担当者の意見等」であると諮問庁が認めておりこれは「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（法14条2号ハ）に当たるので開示しなければならない。

エ (中略) 障害者台帳（資料3，18及び19）であるが諮問庁は資料32-1-項目1において「(中略) 障害者台帳（資料3，18及び19）及び(中略) 特定番号文書（資料2）が事実のとおりに書かれていると判断できる事由及び根拠は不存在」であると認めているので障害者台帳（資料3，18及び19）及び特定番号文書（資料2）は事実のとおりに書かれていない，すなわち嘘が書かれている虚偽法人文書であると断定されこれにより不開示部分においても事実と異なる嘘が書かれていると強く推認される。

オ 一方で諮問庁は資料29において「特定番号文書（資料2）が虚偽ではない根拠を障害者支援経過（障害者台帳（資料3，18及び19）の一部）として，過去に審査請求人あて情報提供を行っており」と書いておりまた資料30においても「事実を踏まえた内容であると認識している。」「障害者支援経過を含む障害者台帳を確認しながら作成していることから虚偽ではないと判断している。」と書いているが資料33-1-項目1ないし3において「虚偽で無いと判断出来る事由及び根拠」，「「そのような事実は無かった」事を裏付けられる事由及び根拠」，「事実を踏まえた内容であると認識出来る事由及び根拠」並びに「虚偽では無いと判断出来る事由及び根拠」は「不存在」であると認めているので資料29及び30においても嘘が書かれていると断定される。なお資料33-1-項目1ないし3に書かれている内容は資料32-1-項目1に書かれている内容（前述エ）と一致している。

カ 前述エ及びオのとおり（中略）障害者台帳（資料3，18及び19）に嘘を書いているわけであるがこれではその利用目的（本件決定通知書-3，「就職に向けての相談，職業能力等の評価，就職前の支援か

ら就職後の職場適応のための援助までの継続的なサービスを提供するため」)を全く満たしていないことは自明である。(中略)

キ また諮問庁は資料33-1-項目5ないし11において(中略)障害者台帳(資料3, 18及び19)に対して「適正であると判断出来る事由及び根拠」, 「精神医学に基づいて作成されていると判断出来る事由及び根拠」並びに「諸法を遵守して作成されていると判断出来る事由及び根拠」は「不存在」とであると認めている。要するに当該台帳は適正でなく精神医学にも法律にも基づいていないような全くのたらしめな内容しか書かれていないのでありこれは(中略)当該台帳に嘘を書いているとする前述エ及びオとも整合している。さらに当該台帳が精神医学にも法律にも基づいて作成されていないことは特定市が暴露している内容が書かれている資料9とも整合しており(中略)

ク 前述カ及びキのとおり(中略)障害者台帳(資料3, 18及び19)を適正かつ適法に作成していないわけであるがこれでは審査請求人がしかるべき障害者支援を受ける権利が不当に侵害されておりそれにより審査請求人の健康や生活が不当に虐げられているので当該台帳の不開示部分は法14条2号ロに当たり開示しなければならない。

ケ (略)

コ 「ケース会議」と書かれているがそのやり取りは資料36(中略)のとおりである。また諮問庁は資料37-1-項目2において「case会議における会話記録(資料36(中略))が事実のとおり書かれていないと判断出来る事由及び根拠は不存在」とであると認めているので資料36(中略)は事実のとおりに書かれていることになり同じ事由により資料22も事実のとおりに書かれていることになる(資料37-1-項目3)。審査請求人は資料36(中略)を書き残しているがこれは審査請求人に限ることではなく他の障害者も記録の多寡に差異があるにせよ同様でありその一つとして資料35を挙げておく。

サ 「ケース会議を踏まえた協議の内容, 担当者の意見等が具体的に記載されており」と書かれているが諮問庁は資料32-1-項目1において「(中略)障害者台帳(資料3, 18及び19)及び(中略)特定番号文書(資料2)が事実のとおりに書かれていると判断出来る事由及び根拠は不存在」とであると認めておりまた資料33-1-項目1及び3においても「虚偽で無いと判断出来る事由及び根拠」, 「事実を踏まえた内容であると認識出来る事由及び根拠」並びに「虚偽では無いと判断出来る事由及び根拠」は「不存在」とであると認めているので障害者台帳(資料3, 18及び19)及び特定番号文書(資料2)は事実のとおりに書かれていない, すなわち嘘が書かれている虚偽法人文書であると断定されこれにより不開示部分においても事実と異なる

る嘘が書かれていると強く推認される（前述エ及びカ）。

- シ 「当該部分を開示すると、担当者が苦情や非難、いわれのない誹謗中傷を受ける対象となりかねず」と書かれているが「担当者が苦情や非難」を受けるのはしかるべき障害者支援を行っていないからであるので（前述カ及びキ）障害者が担当者に「苦情や非難」を述べるのは自明でありまた障害者が自らの「生命、健康、生活又は財産を保護する」ために行使し得る権利でもある。（法14条2号ロ、前述ク）。
- ス そもそも諮問庁は「いわれのない誹謗中傷」と書いているが資料3-2-1-項目1及び資料3-3-1-項目1ないし1-1のとおり「いわれ」は実際にあるのであるから（前述エないしキ）「いわれのない」という部分は明らかに事実と異なる嘘であると断定される。また諮問庁特定課にしても資料3-8のとおり現在までに総務省情報公開・個人情報保護審査会から原処分に対する取消答申が4件も出ていることから組織包みによる隠蔽も謀られているほどその内情は腐り切っているのでこれ等を踏まえると審査請求人による糾弾は「誹謗中傷」に全く当たらずその実態は公益性を伴う事実の摘示であり諮問庁は自らの不祥事を暴露され糾弾されたくないで公益性を伴う事実の摘示に対して「誹謗中傷」されたという嘘を吐いているに過ぎずこれは最近話題になっている特定団体と全く同じであり要するに諮問庁が強弁している妄言はc u l t宗教団体が強弁している妄言と全く同じなのである。
- セ 一方で実際に「誹謗中傷」を行っている者は障害者台帳（資料3, 18及び19）を作成した特定職員（中略）でありこれについて諮問庁は資料3-9-1（1）項目8において「特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料3, 18及び19）が審査請求人に対する誹謗中傷、名誉毀損に当たらないと判断出来る事由及び根拠は不存在」とであると認めている。
- ソ 「紛争を避けるために硬直的かつ形式的な検討しか行わないなど、関係者間の率直な意見交換がなされなくなるおそれがある」と書かれているが資料3-6（中略）のとおりそのような「おそれ」は全く当たらない（前述コ）。そもそも諮問庁は「おそれがある」か否かを判断する以前に実際にいかなるやり取りがなされたのかについて何一つ考えていないのでその状態をもって「おそれがある」と強弁しても説得力を全く持たない。また実際に「紛争」を引き起こしている原因は前述エないしキのとおり特定職員（中略）である。さらに諮問庁は「関係者間の率直な意見交換」と書いているがそれは障害者が居ない所で障害者を誹謗中傷し名誉毀損することでない（前述セ）。前述カ及びキのとおり（中略）障害者台帳（資料3, 18及び19）の利用目的（本件決定通知書-3, 「就職に向けての相談、職業能力等の評価、

就職前の支援から就職後の職場適応のための援助までの継続的なサービスを提供するため」)を全く満たしておらずまた適正でなく精神医学にも法律にも基づいていないような全くのでたらめな内容しか書いていないのでそもそも最初から「検討」も「関係者間の率直な意見交換」も何一つなされていないのでありそれは資料36(中略)からも自明である(前述コ)。

タ 「法14条4号の不開示情報に該当する」と書かれているが前述コないしソのとおりそれに該当しないので開示しなければならない。

チ 「不開示とすることが妥当である。」と書かれているが前述コないしタのとおり妥当でないので開示しなければならない。

本件理由説明書(下記第3の1)を下記のとおり再論駁する。

ツ 審査請求人は本件意見書において本件理由説明書を論駁しているがその後諮問庁は自己矛盾を来す複数の法人文書を作成しているのでそれ等を踏まえて本件理由説明書を下記のとおり再論駁する。諮問庁は本件理由説明書を含む今までの説明において嘘を吐いて逃げ回っているが前述オのとおりその嘘は諮問庁自身が嘘であると認めるに至っており要するに諮問庁は今までに数多くの嘘を吐きその中には総務省情報公開・個人情報保護審査会に対する嘘も含まれているが嘘の数が余りにも多過ぎるので古い嘘と新しい嘘に自己矛盾を来すに至ってしまったのである。仮に唯一つの嘘を吐き続けていればその嘘はばれなかったかも知れないが諮問庁は嘘がばれる度に新しい嘘を吐いて逃げ回っているため古い嘘と新しい嘘が自己矛盾を来すのは自明である(中略)。

テ 本件理由説明書に対する再論駁を別表2のとおりとする。本来であれば本件審査請求書及び本件意見書と同様に詳述しなければならないのかも知れないが諮問庁による判断水準と共に総務省情報公開・個人情報保護審査会による判断水準にも合わせて別表2のような略述とした。仮に詳述したとしても当該審査会がそのほとんどを捨象するのであれば最初から略述を前提とした箇条書きを採用した方が良いと判断しており要するに判断する相手の水準にこちらが合わせているのである。

(以下略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

本件審査請求にあつては、以下の理由により原処分維持が適当であると考える。

令和3年5月9日付け(受付日同月18日)で審査請求人から法13条1項の規定に基づく別紙の1に掲げる請求保有個人情報1ないし請求保有

個人情報5の開示請求（以下「本件開示請求」という。）があり、請求保有個人情報1及び請求保有個人情報2については、障害者台帳を該当保有個人情報として特定し、一部開示の決定を行った。請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報5については、該当する保有個人情報の存在を確認することができず、不開示とする決定を行った。審査請求人は、本件開示請求について文書の特定が適切ではないとして原処分取消しを主張している。

請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報5にある特定番号文書とは、審査請求人からの特定施設に対する職業評価結果の資料の疑義に回答した文書であり、また、請求保有個人情報5にある障害者台帳とは、審査請求人に関する職業評価結果等の個人情報が集約された法人文書である。

特定番号文書には、「必ず3食食べなくても良いという姿勢から、食べることへの執着がないという意味で「こだわりがなく」と表記している」旨の記載が認められる。請求保有個人情報1は、特定番号文書の回答に関し「食べることへの執着」を「こだわり」とした事由及び根拠を請求しているものと解されるが、これについては、障害者台帳の評価結果欄等に食に対するこだわりがない、食べることへの執着がないとの記載が確認されたことから、当該保有個人情報を障害者台帳と特定し、一部開示の決定をした。

また、審査請求人は請求保有個人情報2において、特定番号文書に、「構造化そのものを不要としているものではない」旨の記載があるにもかかわらず、特定職員が構造化を行っていないと主張し、その事由及び根拠を請求しているものと解される。これについては、障害者台帳の障害者支援経過欄に「自分で構造化ができるから支援は必要としない」旨の記述が確認されたことから、当該保有個人情報を障害者台帳と特定し、一部開示の決定をした。

請求保有個人情報3は、特定番号文書に、「診断名は一律に評価結果に転記するものではない」旨の記載があることについて、診断名を一律に転記しないとした事由及び根拠を請求しているものと解される。これについては、障害者台帳及び特定番号文書（以下「障害者台帳等」という。）の決裁文書を確認したところ、当該保有個人情報の存在が認められず不存在としたものである。

請求保有個人情報4は、特定番号文書に、「職業リハビリテーション計画は、ご本人に取り組んでいただきたい事項を中心に記載、提案している」旨の記載があるにもかかわらず、特定職員が審査請求人の言動等について、「あれを止めろ」と提案していると主張し、その事由及び根拠を請求しているものと解される。これについては、障害者台帳を確認したところ、当該保有個人情報の存在が認められず不存在としたものである。

本件開示請求以前に、障害者台帳等が虚偽文書ではない根拠について開示請求があり、機構は該当の保有個人情報是不存在である旨を情報提供したが、審査請求人は、当該保有個人情報是不存在であるとの情報提供をもって、本件開示請求にて障害者台帳等が虚偽公文書であると主張している。

請求保有個人情報5は、この主張を踏まえると、機構が過去に作成した障害者台帳等に関し審査請求人とのやりとりをした下記の文書Aにおいて、障害者台帳等が虚偽公文書ではないと判断した事由及び根拠を請求しているものと解されるが、障害者台帳等のほか、文書Aを確認したところ、当該保有個人情報の存在が認められず不存在としたものである。

文書A 特定年月日 審査請求人からの問合せへの返信メール

したがって、当機構が本件開示請求に対し、該当する保有個人情報を特定し、法18条1項の規定に基づき一部開示決定とした原処分は妥当である。

2 補充理由説明書

原処分において不開示とした部分に係る説明を以下のとおり補充する。

(1) 障害者台帳に係る不開示部分について

審査請求人は、原処分において法14条4号に該当することから不開示とした障害者台帳の不開示部分について、取り消すべきと主張するが、当該文書に記録された保有個人情報のうち不開示とした部分は、機構、特定市町村特定センター及び特定公共職業安定所の間で行われた、ケース会議を踏まえた協議の内容、担当者の意見等が具体的に記載されており、当該部分を開示すると、担当者が苦情や非難、いわれのない誹謗中傷を受ける対象となりかねず、紛争を避けるために硬直的かつ形式的な検討しか行わないなど、関係者間の率直な意見交換がなされなくなるおそれがあることから、法14条4号の不開示情報に該当するものである。

したがって、原処分において不開示とした部分は、不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年10月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年11月9日 審査請求人から意見書1及び資料を收受
- ⑤ 令和4年7月28日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年8月5日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑦ 同月29日 審査請求人から意見書2及び資料を收受
- ⑧ 同年9月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、請求保有個人情報1及び請求保有個人情報2につき、本件対象保有個人情報を特定した上で、その一部を法14条4号に該当するとして不開示とし、請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報5につき、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報5の保有の有無について検討するとともに、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報5の保有の有無及び本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））、意見書1（同（2））及び意見書2（同（3））において、的確に特定されていない旨主張するとともに、障害者台帳及び特定番号文書に係る決裁文書等を新たに特定して開示するよう主張する。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該審査請求人の主張について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 請求保有個人情報1及び請求保有個人情報2について

原処分において、請求保有個人情報1及び請求保有個人情報2に該当するものとして障害者台帳を特定しており、当該台帳の外に、請求保有個人情報1及び請求保有個人情報2にある食に対するこだわりや構造化に関する記録は存在せず、特定番号文書に係る決裁文書にも請求保有個人情報1及び請求保有個人情報2に該当する保有個人情報は確認できず、本件対象保有個人情報に当たらない。

障害者台帳は、担当職員が面接、各種検査等の実施により収集した諸情報等を取りまとめているものであり、決裁文書は作成していない。

イ 請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報5について

上記第3のとおり、障害者台帳は、請求保有個人情報3及び請求保有個人情報4に当たらず、上記アのとおり、障害者台帳に決裁文書は存在しない。審査請求人が各請求保有個人情報に該当すると主張する特定番号文書に係る決裁文書等についても、その存否も含め改めて確認したが、各請求保有個人情報にある「事由及び根拠」に係る保有個人情報の存在が認められなかった。

また、文書Aの発出に当たっては、決裁を取っておらず、したがって、文書Aに係る決裁文書は保有していない。

(2) 決裁文書の性質等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象保有個人情報の外に請求保有個人情報1及び請求保有個人情報2に該当する保有個人情報を保有しているとは認められず、また、請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報5を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報は、機構が審査請求人の就労支援の方針を検討するため作成した、「障害者台帳」に記録された保有個人情報であり、「障害者支援経過」として記録された内容の一部が不開示とされている。

(2) 不開示部分について、諮問庁は上記第3の2において、機構、特定市町村特定センター及び特定公共職業安定所の間で行われた、ケース会議を踏まえた協議の内容、担当者の意見等が具体的に記載されており、当該部分を開示すると、担当者が苦情や非難、いわれのない誹謗中傷を受ける対象になりかねず、紛争を避けるために硬直的かつ形式的な検討しか行わないなど、関係者間の率直な意見交換がなされなくなるおそれがあることから、法14条4号に該当する旨説明する。

(3) 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、諮問庁の上記説明のとおり、不開示部分には、機構、特定市町村特定センター及び特定公共職業安定所の間で行われた、就労支援に係る協議の内容、担当者の意見等が具体的に記載されていると認められ、当該部分を開示すると、関係者間の率直な意見交換がなされなくなるおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法14条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件開示決定通知書には、不存在に係る不開示の理由として「当該保有個人情報を含む法人文書の存在を確認することができないため」とのみ記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由として不開示とする際には、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を当初から取得していないのか、あるいは取得した後に廃棄したのかなど、なぜ当該文書が存在しないのかについても理由として示すことが求められる。

したがって、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応にお

いて、上記の点について留意すべきである。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、請求保有個人情報1及び請求保有個人情報2につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条4号に該当するとして不開示とし、請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報5につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したこと及び請求保有個人情報3ないし請求保有個人情報5を保有していないとして不開示としたことはいずれも妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之，委員 泉本小夜子，委員 磯部 哲

別紙

1 本件請求保有個人情報

請求保有個人情報 1 特定番号文書の回答において、「食べることへの執着」を「こだわり」とした事由及び根拠

請求保有個人情報 2 特定番号文書の回答において、「構造化」を行っていない事由及び根拠

請求保有個人情報 3 特定番号文書の回答において、「診断名」を「一律に評価結果に転記」しない事由及び根拠

請求保有個人情報 4 特定番号文書の回答において、障害者に対し「あれを止めろ」と提案している事由及び根拠

請求保有個人情報 5 障害者台帳及び特定番号文書を虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠

2 本件対象保有個人情報を記録する法人文書

障害者台帳

別表 1

本件開示請求文書	本件補正依頼書 本件決定通知書	論駁
<p>① 特定番号文書（補註：資料 2）－記 2 において「必ず 3 食べなくても良いという姿勢から、食べることへの執着がないという意味で「こだわりがなく」と表記しています」と書かれているので「食べることへの執着」を「こだわり」とする事由及び根拠</p>	<p>障害者台帳（補註：資料 3）</p> <p>【補記 1】本件補正依頼書－1－（2）において「虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠は不存在」と書かれているので障害者台帳（資料 3）及び特定番号文書（資料 2）は虚偽公文書であり（中略）</p>	<p>（ア）障害者台帳（資料 3）に書かれている内容の内、どの箇所が事由及び根拠になるのか？その箇所を明示した上でそれが事由及び根拠になる事由及び根拠を説明しろ。</p> <p>（イ）左記のとおり障害者台帳（資料 3）は虚偽公文書である。したがってそれに書かれている内容は嘘であるので根拠にならずそれ故に本件開示請求文書は的確に特定されていない。</p>
<p>② 特定番号文書－記 7 において「構造化そのものを不要としているものではありません」と書かれているにも関わらず「構造化」を行っていない事由及び根拠</p>	<p>【補記 2】資料 1 6 において「特定職員が作成した障害者台帳（補註：資料 3）が虚偽ではない根拠は不存在」と書かれているので当該台帳（資料 3）は虚偽公文書であり（中略）</p>	<p>（ウ）障害者台帳（資料 3）が虚偽公文書である論証は資料 1 5 である。</p> <p>（エ）（略）</p> <p>（オ）食べること（摂食）について操作的診断基準（資料 4）と一致していないので（中略）嘘を吐いている。</p> <p>（カ）構造化について会話記録（資料 5）と一致していないので（中略）嘘を吐いている。</p> <p>（キ）構造化について主治医の意見書（資料</p>

		<p>6) と一致していないので(中略)嘘を吐いている。</p> <p>(ク) 構造化について論文(資料7及び8)と一致していないので(中略)嘘を吐いている。それ等において発達障害者に対して構造化が必要であることが論述されている。</p> <p>(ケ) 構造化について特定市公文書(資料9)と一致していないので(中略)嘘を吐いている。(中略)他の発達障害者に対しても構造化を行っておらず更に社会的障壁の除去も行っていない。</p> <p>(コ) 構造化について(中略)mail(資料10)と一致しておらずこれに「構造化に関するコメントはできかねる」と書かれているので特定施設において発達障害者に対する構造化が行われていないことになり論文(資料7及び8)と一致していない。一方で構造化が行われていないことは特定市公文書(資料9)と一致している。</p>
③ 特定番号文書一記	不存在	(ア) 診断名の転記に

<p>4において「診断名は一律に評価結果に転記するものではありません」と書かれているので「診断名」を「一律に評価結果に転記」しない事由及び根拠</p>	<p>【補記1】本件補正依頼書-1-(2)において「虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠は不存在」と書かれているので障害者台帳(資料3)及び特定番号文書(資料2)</p>	<p>ついて特定市公文書(資料9)と一致していないので(中略)嘘を吐いている。診断名を転記していない評価結果は他に存在しないと特定市は答えている。</p>
<p>④ 特定番号文書-記6において「職業リハビリテーション計画は、まずはご本人に取り組んでいただきたい事項を中心に記載、提案しているものです」と書かれているので障害者に対して「あれを止めろ、これを止めろ」と提案している事由及び根拠</p>	<p>は虚偽公文書であり(中略)。 【補記2】資料16において「特定職員が作成した障害者台帳(補註:資料3)が虚偽ではない根拠は不存在」と書かれているので当該台帳(資料3)は虚偽公文書であり(中略)。</p>	<p>(イ) 障害者支援は発達障害者支援法2条の2及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律1条の2に法定されているとおりに社会的障壁の除去であるので障害者に対して「あれを止めろ、これを止めろ」と提案することではない。しかし(中略)審査請求人に対して「批判を止めろ、sandalを止めろ」と言っているので明らかに違法である。</p>
<p>⑤ 資料1において「当機構としては、虚偽文書はないと判断しております。」と書かれているが文書B(情報提供 開示29)において「障害者台帳(補註:資料3)及び特定番号文書(補註:資料2)が虚偽文書でない事由及び根拠」は「不存在」と書かれている。「虚偽文書でない事由及び根拠」が「不存在」であるにも関わらず「障害者台帳及び特定番号文書」を「虚偽文書」ではない</p>		<p>(ウ) 法人文書に書かれている内容を跡付け検証出来ていないので公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に違反している。そもそも(中略)事由及び根拠を答えられないのは法人文書に嘘を書いているからである。都合が悪い事実を隠蔽するために法人文</p>

<p>と「判断」できる事由及び根拠</p>		<p>書に嘘を書いているのでその事由及び根拠を問い質されても答えられる訳がない。</p> <p>(エ) 仮に不存在としてもなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが(中略)今回もそれを無視している(中略)。</p> <p>(オ) (中略) 事由及び根拠を答えられないにしても障害者台帳(資料3), 特定番号文書(資料2)及び資料1に係る決裁文書は存在しているはずであるのでそれ等を本件開示請求文書として開示しろ。決裁文書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかが判るはずである。</p>
-----------------------	--	---

別表2

<p>本件開示請求文書</p>	<p>本件補正依頼書 本件決定通知書 本件理由説明書</p>	<p>再論駁 本件審査請求書 本件意見書</p>	<p>左欄及び文書該当性を踏まえて下記の法人文書を本件請求文書として開示しろ。</p>
-----------------	--	----------------------------------	---

<p>① 特定番号文書（資料２）－記２において「必ず３食べなくても良いという姿勢から、食べることへの執着がないという意味で「こだわりがなく」と表記しています」と書かれているので「食ることへの執着」を「こだわり」とする事由及び根拠</p>	<p>障害者台帳（資料３，１８及び１９） 本件理由説明書「食に対するこだわりがない、食ることへの執着がないとの記載が確認された」</p>	<p>① 本件審査請求書－２ないし５頁を参照せよ。 ② 本件意見書－クないしスを参照せよ。 ③ 諮問庁は資料３－２－１－項目１において「（中略）障害者台帳（資料３，１８及び１９）及び（中略）特定番号文書（資料２）が事実のとおりに記載されていると判断出来る事由及び根拠は不存在」と認めている（前述エ）。すなわち障害者台帳（資料３，１８及び１９）は事由及び根拠に含まれていないので本件請求文書に当たらない。 ④ 諮問庁は資料３－３－１－項目１ないし３において「虚偽で無いと判断出来る事由及び根拠」，「そのような事実は無かった」事を裏付けられる事由及び根拠」，「事実を踏まえた内容であ</p>	<p>① 本件補正依頼書，本件決定通知書及び本件理由説明書に係る決裁原議書（発出文書の案文及び写しを含む） ② 諮問庁指導課が送受信した電子mail及びFAXのうち，本件補正依頼書，本件決定通知書及び本件理由説明書について言及されている電子mail及びFAX ③ 諮問庁指導課が本件補正依頼書，本件決定通知書及び本件理由説明書を作成する際に諮問庁内において協議した内容を記す法人文書（電子mail及びFAXを含む） ④ 特定番号文書（資料２）に係る決裁原議書（発出文書の案文及び写しを含む） ⑤ 障害者台帳（資料３，１８及び１９）に係る決裁原議書（発出文書の案文及び写し</p>
--	--	---	---

		<p>ると認識出来る事由及び根拠」並びに「虚偽では無いと判断出来る事由及び根拠」は「不存在」であると認めている（前述オ）。すなわち障害者台帳（資料3，18及び19）は事由及び根拠に含まれていないので本件請求文書に当たらない。</p> <p>⑤ 諮問庁による強弁は医学的根拠と全く一致していないので全て嘘である。</p> <p>（ア）資料4「行きすぎた食事制限などはよくみられる」</p> <p>（イ）資料4「極端で狭い食事の嗜好が持続する」</p> <p>（ウ）資料23「食事に対するこだわりも強くなり，脂肪分を含むものはほとんど接種しなくなり，食事量が減少したため，体重も徐々に減少した。」</p> <p>（エ）資料24「特定障害名に特</p>	<p>を含む)</p> <p>⑥ （中略）特定番号文書（資料2）を作成する際に特定職員（中略）と協議した内容を記す法人文書（電子mail及びFAXを含む）</p> <p>⑦ （中略）特定番号文書（資料2）を作成する際に諮問庁特定課と協議した内容を記す法人文書（電子mail及びFAXを含む）</p> <p>⑧ 諮問庁特定課が送受信した電子mail及びFAXのうち，特定番号文書（資料2）について言及されている電子mail及びFAX</p> <p>⑨ 諮問庁特定課が送受信した電子mail及びFAXのうち，障害者台帳（資料3，18及び19）について言及されている電子mail及びFAX</p> <p>⑩ 諮問庁特定施設が送受信した電子mail及びF</p>
--	--	---	---

		<p>徹的なこだわりが食行動に及ぶこともあります」</p> <p>(オ) 資料 40 「まず食事を巡っては、食事のカロリーや内容についての過度のこだわりがある。その結果、細かく刻んで食べたり、食べる時ゆっくりと時間をかけたりと、独特の食べ方になる。」</p>	<p>A Xのうち、特定番号文書（資料 2）について言及されている電子mail及びFAX</p> <p>⑩ 諮問庁特定施設が送受信した電子mail及びFAXのうち、障害者台帳（資料 3, 18及び19）について言及されている電子mail及びFAX</p>
<p>② 特定番号文書一記7において「構造化そのものを不要としているものではありません」と書かれているにも関わらず「構造化」を行っていない事由及び根拠</p>	<p>障害者台帳（資料 3, 18及び19）</p> <p>本件理由説明書「「自分で構造化ができるから支援は必要としない」旨の記述が確認された」</p>	<p>① 本件審査請求書一2ないし5頁を参照せよ。</p> <p>② 本件意見書一セないしツを参照せよ。</p> <p>③ 諮問庁は資料 32-1-1項目1において「（中略）障害者台帳（資料 3, 18及び19）及び（中略）特定番号文書（資料 2）が事実のとおり書かれていると判断出来る事由及び根拠は不存在」であると認めている（前述エ）。すなわち障害者台帳（資料 3, 18及び1</p>	<p>① 本件補正依頼書、本件決定通知書及び本件理由説明書に係る決裁原議書（発出文書の案文及び写しを含む）</p> <p>② 諮問庁特定課が送受信した電子mail及びFAXのうち、本件補正依頼書、本件決定通知書及び本件理由説明書について言及されている電子mail及びFAX</p> <p>③ 諮問庁特定課が本件補正依頼書、本件決定通知書及び本件理由説明書を作成する際</p>

	<p>9) は事由及び根拠に含まれていないので本件請求文書に当たらない。</p> <p>④ 諮問庁は資料33-1-項目1ないし3において「虚偽で無いと判断出来る事由及び根拠」, 「「そのような事実は無かった」事を裏付けられる事由及び根拠」, 「事実を踏まえた内容であると認識出来る事由及び根拠」並びに「虚偽では無いと判断出来る事由及び根拠」は「不存在」であると認めている(前述オ)。すなわち障害者台帳(資料3, 18及び19)は事由及び根拠に含まれていないので本件請求文書に当たらない。</p> <p>⑤ 諮問庁による強弁は他の諸資料と全く一致していないので全て嘘である。</p> <p>(ア) case会議における会話記録(資料36(中</p>	<p>に諮問庁内において協議した内容を記す法人文書(電子mail及びFAXを含む)</p> <p>④ 特定番号文書(資料2)に係る決裁原議書(発出文書の案文及び写しを含む)</p> <p>⑤ 障害者台帳(資料3, 18及び19)に係る決裁原議書(発出文書の案文及び写しを含む)</p> <p>⑥ (中略) 特定番号文書(資料2)を作成する際に特定職員(中略)と協議した内容を記す法人文書(電子mail及びFAXを含む)</p> <p>⑦ (中略) 特定番号文書(資料2)を作成する際に諮問庁特定課と協議した内容を記す法人文書(電子mail及びFAXを含む)</p> <p>⑧ 諮問庁特定課が送受信した電子mail及びFAXのうち, 特定番号文書(資料2)</p>
--	---	---

	<p>略)) と全く一致していない。前述コも参照せよ。</p> <p>(イ) c a s e 会議が行われた日には「2013年1月29日」であり(中略)障害者台帳(資料3, 18及び19)を作成した日には「同年同月7及び15日」であるので「29日」におけるやり取りが「7及び15日」に影響することは時系列として絶対にあり得ない。本件意見書一タも参照せよ。</p> <p>(ウ) 主治医の意見書(資料6)と全く一致していない。資料6ないし8はいずれも整合している。</p> <p>(エ) 論文(資料7及び8)と全く一致していない。資料6ないし8はいずれも整合している。</p> <p>(オ) 特定市が作成している公文書(資料9)と全く一致していない。</p>	<p>について言及されている電子m a i l 及びF A X</p> <p>⑨ 諮問庁特定課が送受信した電子m a i l 及びF A Xのうち, 障害者台帳(資料3, 18及び19)について言及されている電子m a i l 及びF A X</p> <p>⑩ 諮問庁特定施設が送受信した電子m a i l 及びF A Xのうち, 特定番号文書(資料2)について言及されている電子m a i l 及びF A X</p> <p>⑪ 諮問庁特定施設が送受信した電子m a i l 及びF A Xのうち, 障害者台帳(資料3, 18及び19)について言及されている電子m a i l 及びF A X</p> <p>⑫ 資料10「構造化に関するコメントはできかねる」(中略)本件請求文書に当たる。</p> <p>⑬ 資料41「現在の就労機関は知</p>
--	---	--

		<p>それによると特定職員（中略）は他の発達障害者達に対しても構造化を行っていない。資料9, 10及び41はいずれも整合している。</p> <p>（カ）（中略）mail（資料10）「構造化に関するコメントはできかねる」と全く一致していない。資料9, 10及び41はいずれも整合している。</p> <p>（キ） 諮問庁がweb siteにおいて公開している資料41「現在の就労機関は知的障害者を中心に支援されている事が多く、多機能ASD（補註：自閉スペクトラム症）の支援の専門性が有るとは言えない」と全く一致していない。資料9, 10及び41はいずれも整合している。</p>	<p>的障害者を中心に支援されている事が多く、多機能ASD（補註：自閉スペクトラム症）の支援の専門性が有るとは言えない」</p> <p>諮問庁が取得した上でweb siteにおいて公開しているので本件請求文書に当たる。</p>
③ 特定番号文書一記4において「診断名は一律に評価結果に	不存在	① なぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1	① （中略）障害者台帳（資料3, 18及び19）を作成する際に主治

<p>転記するものではありません」と書かれているので「診断名」を「一律に評価結果に転記」しない事由及び根拠</p>		<p>項に違反している。</p> <p>② 法人文書に書かれている内容を跡付け検証出来ないので公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に違反している（資料33-1-項目9）。</p> <p>③ 特定市が作成している公文書（資料9）と全く一致していない。それによると診断名が転記されていない職業評価は他に存在しないとされている。</p> <p>④ （中略）主治医の意見書（資料6）に書かれている「障害名A」を障害者台帳（資料3, 18及び19）に転記していない事由は「審査請求人が障害名Aで無いと自分勝手に考えたから」であり、現に（中略）当該台帳に「こだわりが強いことと、強迫的な行動は裏表の関係にあり、それらが</p>	<p>医の意見書（資料6）を一方的に無視している旨（中略）を記す法人文書（電子mail及びFAXを含む）</p> <p>② 本件補正依頼書、本件決定通知書及び本件理由説明書に係る決裁原議書（発出文書の案文及び写しを含む）</p> <p>③ 諮問庁特定課が送受信した電子mail及びFAXのうち、本件補正依頼書、本件決定通知書及び本件理由説明書について言及されている電子mail及びFAX</p> <p>④ 諮問庁特定課が本件補正依頼書、本件決定通知書及び本件理由説明書を作成する際に諮問庁内において協議した内容を記す法人文書（電子mail及びFAXを含む）</p> <p>⑤ 特定番号文書（資料2）に係る決裁原議書（発出</p>
---	--	---	--

		<p>一定落ち着くと障害名Bと言われる行動が顕著になる傾向がある」（資料3-8頁）と書いている。しかしこの内容は医学書（資料44及び45，下記）及び操作的診断基準（資料46及び47）に書かれている内容と全くの正反対であるので全て嘘である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料44「森田神経質における「こだわり」は，（中略）狭義の強迫とは少しレベルが異なる。」 ・ 資料45「幼児自閉症児には，（中略）次第に強迫的な症状が目立ってくる傾向がある。」 <p>⑤ （中略）主治医の意見書（資料6）に摂食障害やADHD（注意欠如・多動性障害）と書かれていない，すなわち診断されていないにも関わらず当該台帳に「摂食障害傾向</p>	<p>文書の案文及び写しを含む)</p> <p>⑥ 障害者台帳（資料3，18及び19）に係る決裁原議書（発出文書の案文及び写しを含む)</p> <p>⑦ （中略）特定番号文書（資料2）を作成する際に特定職員（中略）と協議した内容を記す法人文書（電子mail及びFAXを含む)</p> <p>⑧ （中略）特定番号文書（資料2）を作成する際に諮問庁特定課と協議した内容を記す法人文書（電子mail及びFAXを含む)</p> <p>⑨ 諮問庁特定課が送受信した電子mail及びFAXのうち，特定番号文書（資料2）について言及されている電子mail及びFAX</p> <p>⑩ 諮問庁特定課が送受信した電子mail及びFAXのうち，障害者台帳（資料3，1</p>
--	--	--	---

		<p>があり」（資料3及び18-7頁）「ADHDではないか」（資料3-8頁）「ADHD的な傾向が見受けられる。」（資料3及び19-9頁）と書いている。しかし諮問庁は資料48-1-項目5ないし7において「判断出来る事由及び根拠は不存在」であると認めているのでやはり（中略）書いている内容は全てが嘘である。当然（中略）書いている内容は操作的診断基準（資料46及び47）に書かれている内容とも全く一致していないのでやはりその内容は全てが嘘であると断定される。</p> <p>⑥ さらに諮問庁は資料33-1-項目8においても「当該台帳（資料3, 18及び19）が精神医学に基づいて作成されていると判断出来</p>	<p>8及び19）について言及されている電子mail及びFAX</p> <p>⑪ 諮問庁特定施設が送受信した電子mail及びFAXのうち、特定番号文書（資料2）について言及されている電子mail及びFAX</p> <p>⑫ 諮問庁特定施設が送受信した電子mail及びFAXのうち、障害者台帳（資料3, 18及び19）について言及されている電子mail及びFAX</p>
--	--	--	--

		<p>る事由及び根拠は「不存在」であると認めているので（中略）最初から精神医学に基づいて当該台帳（資料3、18及び19）を作成していないことになる。当然（中略）書いている内容は操作的診断基準（資料46及び47）に書かれている内容とも全く一致していないのでやはりその内容は全てが嘘であると断定される。</p>	
<p>④ 特定番号文書（資料2）一記6において「職業リハビリテーション計画は、まずはご本人に取り組んでいただきたい事項を中心に記載、提案しているものです」と書かれているので障害者に対して「あれを止める、これを止める」と提案している事由及び根拠</p>	<p>不存在</p>	<p>① なぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。</p> <p>② 法人文書に書かれている内容を跡付け検証出来ないで公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に違反している（資料33-1-項目9）。</p> <p>③ 諮問庁は資料33-1-項目10及び11におい</p>	<p>① （中略）障害者台帳（資料3、18及び19）を作成する際に発達障害者支援法2条の2第2項及び3条4項並びに障害者の雇用の促進等に関する法律8条1項及び2項を遵守していない旨（資料33-1-項目10及び11）を記す法人文書（電子mail及びFAXを含む）</p> <p>② 本件補正依頼</p>

		<p>て「障害者台帳（資料3，18及び19）が発達障害者支援法2条の2第2項及び3条4項並びに障害者の雇用の促進等に関する法律8条1項及び2項を遵守して作成されていると判断出来る事由及び根拠は不存在」であると認めている。これにより特定職員（中略）はそれ等の法を遵守していないと判断される。要するに（中略）それ等の法に定められているとおりに障害者支援を行っておらず障害者達に対して常習的に虐待を行っているのである。</p> <p>④ 併せて特定市が作成している公文書（資料9）も参照せよ。（中略）他の障害者達に対しても法律に基づく障害者支援（社会的障壁の除去）も精神医学に基づく障害者支援（構造化（資料7</p>	<p>書，本件決定通知書及び本件理由説明書に係る決裁原議書（発出文書の案文及び写しを含む）</p> <p>③ 諮問庁特定課が送受信した電子mail及びFAXのうち，本件補正依頼書，本件決定通知書及び本件理由説明書について言及されている電子mail及びFAX</p> <p>④ 諮問庁特定課が本件補正依頼書，本件決定通知書及び本件理由説明書を作成する際に諮問庁内において協議した内容を記す法人文書（電子mail及びFAXを含む）</p> <p>⑤ 特定番号文書（資料2）に係る決裁原議書（発出文書の案文及び写しを含む）</p> <p>⑥ 障害者台帳（資料3，18及び19）に係る決裁原議書（発出文書の案文及び写しを含む）</p>
--	--	---	---

		<p>及び8)) も行っていないのである。</p>	<p>⑦ (中略) 特定番号文書(資料2)を作成する際に特定職員(中略)と協議した内容を記す法人文書(電子mail及びFAXを含む)</p> <p>⑧ (中略) 特定番号文書(資料2)を作成する際に諮問庁特定課と協議した内容を記す法人文書(電子mail及びFAXを含む)</p> <p>⑨ 諮問庁特定課が送受信した電子mail及びFAXのうち、特定番号文書(資料2)について言及されている電子mail及びFAX</p> <p>⑩ 諮問庁特定課が送受信した電子mail及びFAXのうち、障害者台帳(資料3, 18及び19)について言及されている電子mail及びFAX</p> <p>⑪ 諮問庁特定施設が送受信した電子mail及びFAXのうち、特定</p>
--	--	----------------------------	--

			<p>番号文書（資料2）について言及されている電子mail及びFAX</p> <p>⑫ 諮問庁特定施設が送受信した電子mail及びFAXのうち、障害者台帳（資料3, 18及び19）について言及されている電子mail及びFAX</p>
<p>⑤ 資料1において「当機構としては、虚偽文書はないと判断しております。」と書かれているが文書B（情報提供 開示29）（資料49-4）において「障害者台帳（資料3）及び特定番号文書（資料2）が虚偽文書でない事由及び根拠」は「不存在」と書かれている。「虚偽文書でない事由及び根拠」が「不存在」であるにも関わらず「障害者台帳及び特定</p>	<p>不存在</p>	<p>① なぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。</p> <p>② 法人文書に書かれている内容を跡付け検証出来ない所以公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に違反している（資料33-1-項目9）。</p> <p>③ 虚偽でない判断出来る事由及び根拠が「不存在」（文書B（情報提供 開示29）（資料49-4））であると諮問庁自身が認めているにも関わらず</p>	<p>① （中略）諮問庁が資料1において「当機構としては、虚偽文書はないと判断しております。」と書いている事由は虚偽法人文書である特定番号文書（資料2）及び障害者台帳（資料3, 18及び19）を隠蔽するためでありなおかつそれ等の作成者（中略）及び特定職員（中略）が虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）により（中略）逮捕されることを妨げるため、すなわち犯人を隠</p>

<p>番号文書」を「虚偽文書」ではないと「判断」できる事由及び根拠</p>		<p>なぜ「当機構としては、虚偽文書はないと判断」（資料1）することができるのか？公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項並びに行政手続法8条1項に基づいてこれについて答えろ。</p> <p>④ 諮問庁は資料32-1-項目1において「（中略）障害者台帳（資料3, 18及び19）及び（中略）特定番号文書（資料2）が事実のとおりに書かれていると判断出来る事由及び根拠は不存在」であると認めている（前述エ）。</p> <p>⑤ 諮問庁は資料33-1-項目1ないし3において「虚偽で無いと判断出来る事由及び根拠」, 「「そのような事実は無かった」事を裏付けられる事由及び根拠」, 「事実を踏まえた内容であると認識出来る事由</p>	<p>避するためであるので（犯人蔵匿等罪（同法103条））それ等を記す法人文書（電子mail及びFAXを含む）</p> <p>② 本件補正依頼書, 本件決定通知書及び本件理由説明書に係る決裁原議書（発出文書の案文及び写しを含む）</p> <p>③ 諮問庁特定課が送受信した電子mail及びFAXのうち, 本件補正依頼書, 本件決定通知書及び本件理由説明書について言及されている電子mail及びFAX</p> <p>④ 諮問庁特定課が本件補正依頼書, 本件決定通知書及び本件理由説明書を作成する際に諮問庁内において協議した内容を記す法人文書（電子mail及びFAXを含む）</p> <p>⑤ 資料1に係る決裁原議書（発出文書の案文及び写</p>
---------------------------------------	--	--	---

		<p>及び根拠」並びに「虚偽では無いと判断出来る事由及び根拠」は「不存在」であると認めている（前述オ）。</p>	<p>しを含む)</p> <p>⑥ 文書B（情報提供 開示29）（資料49-4）に係る決裁原議書（発出文書の案文及び写しを含む）</p> <p>⑦ 特定番号文書（資料2）に係る決裁原議書（発出文書の案文及び写しを含む）</p> <p>⑧ 障害者台帳（資料3, 18及び19）に係る決裁原議書（発出文書の案文及び写しを含む）</p> <p>⑨ （中略）特定番号文書（資料2）を作成する際に特定職員（中略）と協議した内容を記す法人文書（電子mail及びFAXを含む）</p> <p>⑩ （中略）特定番号文書（資料2）を作成する際に諮問庁特定課と協議した内容を記す法人文書（電子mail及びFAXを含む）</p> <p>⑪ 諮問庁特定課が送受信した電子mail及びFAX</p>
--	--	--	--

		<p>Xのうち、特定番号文書（資料2）について言及されている電子mail及びFAX</p> <p>⑫ 諮問庁特定課が送受信した電子mail及びFAXのうち、障害者台帳（資料3，18及び19）について言及されている電子mail及びFAX</p> <p>⑬ 諮問庁特定施設が送受信した電子mail及びFAXのうち、特定番号文書（資料2）について言及されている電子mail及びFAX</p> <p>⑭ 諮問庁特定施設が送受信した電子mail及びFAXのうち、障害者台帳（資料3，18及び19）について言及されている電子mail及びFAX</p>
--	--	---